

令和5年度

自主整備による四街道市小規模保育事業所

設置・運営事業者募集要項

令和5年7月

四街道市健康こども部保育課

1 募集の趣旨

国の策定した「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用等を推進しています。

当市には、現時点で保育所 22 か所、認定こども園 3 か所及び小規模保育事業所 9 か所がありますが、幼児の年齢によっては、保育所等の合計定員を超えて受け入れている状況であり、令和 5 年度に整備を行わない場合、待機児童が生じるおそれがあります。

この状況を受け、本要項により、本市の補助金によらず市内に小規模保育事業所を設置し、及び運営する事業者（以下「設置・運営事業者」といいます。）を募集することで、保育定員の充足を目指すこととしました。

2 用語の定義

本要項における用語の意義は、次に掲げる法律の例によるものとします。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

3 対象事業所及びその募集数

(1) 対象事業所

次の定員数を満たした上、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けて**令和 6 年 4 月 1 日**に開設する小規模保育事業所（A 型）とします。

なお、本件は小規模保育事業所を募集するものですが、保育所へ移行可能な設備及び構造を有する事業所を整備する等、3 歳以上の児童の受入れが可能となるような提案がある場合は、本件選考における**加点要素**とします。

- ・ 定員数：**19 人**

※ 年齢別の定員構成については、応募事業者が自由に提案できるものとします。3 歳以上の児童を受け入れるための定員を設定することも妨げません。

(2) 対象事業所の募集数

2 か所とします。ただし、次の事項に留意してください。

- ・ 募集地域は市内全域としますが、本件選考にあたっては、設置予定地周辺の保育需要、交通状況等を評価の対象とします。
- ・ 原則として既存の特定教育・保育施設との離隔をおおむね半径 100m 以上確保してください。当該離隔の確保ができない場合は、本件選考にあたり**減点**することがあります。ただし、同一事業者が運営するもの又は連携施設となり得るものについては、この限りではありません。
- ・ 設置予定地から一定の範囲内（風俗営業等を実施する施設の種類により異なります。）における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける施設が存在するときは、本件選考にあたり**減点**することがあります。

4 応募事業者の要件

応募事業者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 令和5年4月1日現在、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を運営している者であること。
- (2) 自らが対象事業所を設置し、及び運営する者であること。
- (3) 当市の保育施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、当市が行う保育行政について積極的に協力できる者であること。
- (4) 対象事業所を設置し、及び運営するために必要な経済的基礎を有する者であること。
- (5) 現に運営する施設等について、所管官庁の監査等により、重大な改善命令や指摘を受けていない者又は所管官庁の監査等により重大な改善命令や指摘を受け、それを是正した者であること。
- (6) その代表者を含め、国税等を滞納していない者であること。
- (7) 民事再生法に規定する再生手続きの開始、又は破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けていない者又はこれらの手続きを申請していない者であること。
- (8) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条の規定による暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) (1)から(8)までのほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「最低基準」といいます。）、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）その他関連法令及び通知並びに当市の指導等を遵守して小規模保育事業所を設置・運営できる者であること。

5 整備元となる物件の要件

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 最低基準及び本要項の要件を満たす小規模保育事業所を整備できるものであること。
- (2) 既存物件を活用する場合は、確認済証及び検査済証が交付されており、現在においても、建築基準法による基準を満たすものであること。
- (3) 建築基準法上の用途が「保育所」であるか、開設日のおおむね1か月前までに「保育所」に用途変更できるものであること。この場合において、用途変更にあたり建築確認を要さない物件であるときは、建築基準法の基準を満たす旨の一級建築士による証明が提出できるものであること。
- (4) 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づくものであること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認されるものを含む。）
- (5) 賃貸借物件を整備元とする場合は、原則として建物の賃貸借契約期間を開設日から起算して10年以上とするものであり、本件への申請時点で、貸主との間で賃貸借契約を締結することの合意が得られるものであること。
- (6) 賃貸借物件を整備元とする場合は、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下となるものであること。

6 その他整備に関する要件

- (1) 開設日のおおむね1か月前までに検査済証の交付を受ける(用途変更の場合は工事完了報告書を提出する)よう工事工程を組み、これを遵守すること。
- (2) 騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、応募事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (3) 送迎用駐車場(定員の1割を超える台数であるもの。)、駐輪場及びベビーカースペースを確保することとし、その周辺の安全確保に努めること。特に駐車場の出入口の位置、形状等については、学童、周辺住民等の安全を脅かすことのないよう、細心の注意を払い計画すること。
- (4) 敷地内に満2歳児以上の児童一人につき3.3㎡以上の専用の屋外遊戯場を設けること。当該遊戯場を設置できない場合は、近隣の公園等を当該遊戯場の代替地として確保すること。
- (5) 定員の弾力化による受入れが可能となるよう、極力余裕を持った保育室等の整備に努めること。
- (6) 整備計画について市都市計画課、千葉県印旛土木事務所、所轄の消防署及び保健所等に相談し、本件整備に関する諸手続きの要否について確認の上、相談内容を議事録としてまとめ、市に報告すること。

7 運営に関する要件

- (1) 認可定員
 - ・ 3の(1)で示すもの
 - ※ 確認における利用定員については、地域の実情に応じて変更可能とします。また、本件募集は、設定された定員と同数の児童が入所することを約束するものではありません。実際の入所児童については、保育需要により変動することをご承知ください。
- (2) 保育対象
 - ・ 生後57日以上の子供～5歳児
- (3) 開所時間
 - ・ 7:00～19:00(延長保育時間を含む。)
 - ※ 平日及び土曜日において、当該開所時間以上の開所時間を確保することを原則とします。
- (4) 休所日
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日(①②に掲げる日を除く。)
 - ※ 当該休所日の開所(休日保育の実施)は、本件選考における**加点要素**とします。
- (5) 事業実施期間
 - ・ 開設日から起算して10年以上
 - ※ 事業から撤退しようとする場合は、遅くとも撤退日の4か月前に当市と協議するものとします。
- (6) 経理
 - ・ 「社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)」及び「保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)」

の内容に基づく会計処理

(7) その他

- ① 一時預かり事業(一般型)又は地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の実施は、本件選考における加点要素とします。
- ② 保護者会の設置を妨げることをないように運営するものとします。

8 応募申請手続きについて

(1) 募集期間

- ① 事前審査(仮申請)期間
 - ・ 令和5年7月12日(水)～令和5年7月26日(水)
- ② 本申請期間
 - ・ 令和5年7月24日(月)～令和5年7月31日(月)

(2) 提出書類

- ① 事前審査に要するもの
 - ・ 別紙「四街道市小規模保育事業所設置・運営事業者応募申請書類一覧」に定める事前審査に要する書類 2部
 - ※ やむを得ない理由により事前審査の期限までに提出できない書類がある場合は、当該書類を本申請までにご提出いただく前提の上、事前審査の対象書類から免除することもあり得ますので、ご相談ください。
- ② 本申請に要するもの
 - ・ 別紙「四街道市小規模保育事業所設置・運営事業者応募申請書類一覧」に定める本申請に要する書類 9部(うち、正本1部及び副本8部)
 - ※ 副本は正本の写しで構いません。
 - ※ 当該書類の区分ごとにインデックスを付け、1部ずつA4ファイルに綴じてください。
 - ※ 当該書類は、原則としてA4縦型かつ横書きで作成してください。ただし、図面はA3版で作成するものとします。
 - ※ 市が必要と認めるときは、当該書類の提出後に追加書類の提出を求める場合があります。
 - ※ 当該書類は返却しません。
 - ※ 当該書類は、四街道市情報公開条例(平成9年条例第19号)の規定により取り扱います。

(3) 提出場所

- ・ 四街道市役所本庁舎1階 健康こども部保育課窓口(窓口番号10-2)
担当:学童・幼稚園係 塚本・松本
- ※ 事前に電話で日程調整を行った上、(2)の提出書類を持参してください。郵送等、持参以外の方法による提出はできません。
- ※ 募集期間を過ぎた後の申請及び事前審査を経ない本申請については、選考の対象としないので、ご注意ください。

(4) 質問について

ご不明点、ご質問等がありましたら、四街道市ホームページにある「質問用紙」に記入の上、令和5年7月10日(月)までに電子メールにより送信してください。原

則として個別の回答は行わず、各事業者からの質問を取りまとめの上、7月11日(火)頃までに四街道市ホームページにて回答いたします。

9 設置・運営事業者の選考方法について

(1) 選考方法

提出書類を基に書類審査及びヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、8月10日(木)に実施しますので、準備をお願いします。

(2) 審査内容

大項目	小項目
応募事業者の適格性	応募動機及び経営理念 保育事業実績 財務状況 人員確保の体制 仕事と生活の調和推進状況
土地及び建物の適格性	周辺の保育需要 周辺の保育環境 周辺の交通状況 土地及び建物の状況 保育定員の数及び構成
整備計画の適格性	用地の確保状況 資金計画 工程管理 住民説明の内容 住民説明の範囲
保育内容の適格性	保育の理念及び計画 安全管理及び衛生管理 保育内容の評価、利用者対応及び地域交流 特別保育等の実施予定 保育に係る独自の取組

(3) 設置・運営事業者の決定

設置・運営事業者は、書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ市長が決定します。ただし、令和6年4月1日までに児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けることができない見込みとなったときは、当該決定を取り消すものとします。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、令和5年8月31日(木)までに応募事業者に通知します。

なお、応募数が募集数に満たない場合であっても、審査結果によっては、設置・運営事業者として決定しない場合があります。

10 地域住民等への説明

本件募集への申請に先立って、応募事業者自らが、設置予定地が所在する地区の区・

自治会や地域住民等に対し、小規模保育事業所を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得るよう努めてください。（区・自治会の情報は、市自治振興課で確認してください。）説明の結果、地域住民等からのご意見があった場合は、その内容を提案内容に反映していただくなど、施設整備や開園後の運営に支障が出ることをないようにしてください。

なお、当該説明の対象となる地域については、特にその範囲を定めるものではありませんが、最低限、隣接地及び道路対向地の住民には説明が必要であると考えますので、ご承知ください。また、説明の丁寧さ、説明範囲の広さ等の項目は、本件選考における評価の対象とします。

加えて、当該説明にあたっては、感染症拡大防止の対応に努めていただくとともに、「四街道市の事業者公募に応募し、事業候補者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、地域住民等の誤解を招かないように十分注意してください。

当該説明の結果については、説明の相手方ごとに別紙「四街道市小規模保育事業所設置・運営事業者応募申請書類一覧」に定める「地域住民説明個別調書（様式第6号）」を作成するとともに、説明で使用した配布文書のサンプルを提出してください。

11 整備補助及び運営費補助について

本件小規模保育事業所の整備に係る補助及び運営費に係る補助金等については、次のとおりです。

なお、補助制度の変更等により補助金額が変更となることがありますことをご承知ください。

(1) 施設整備費関係

今回の募集では、整備費の補助は実施しません。

(2) 給付費（委託費）関係

国の示す公定価格によります。（地域区分 10/100）

このほか、運営費に係る補助金として、四街道市私立保育所等保育士配置改善事業等補助金及び四街道市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金があります。

12 その他注意事項

(1) 本件募集に対する応募申請は、1事業者につき1件までとし、応募申請に係る保育所設置・運営計画は、申請1件につき1案までとします。

(2) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加資料等の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

(3) 応募に係る一切の経費は、選考結果に関わらず応募事業者の負担とします。

(4) 応募を取り下げる場合又は設置・運営事業者としての決定後にその地位を辞退する場合は、書面（様式は任意）に理由を明記し、提出するものとします。

なお、提出された応募書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

(5) 設置・運営事業者の決定後に当該事業者がその地位を辞退した場合は、新たに応募事業者のうち適格と認められる者を設置・運営事業者として決定する場合があります。

- (6) 次のいずれかに該当する場合は、応募事業者として失格となる場合があります。
- ① 応募書類等が本募集要項で定めた条件を満たさない場合
 - ② 応募書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ その他、関係法令及び本募集要項に違反すると認められる場合
- (7) 整備にあたり、必要となる行政上の手続きについては、事前に関係機関と相談の上、確認を行ってください。
- (8) 設置・運営事業者として決定される前に対象施設に勤務する職員を募集することは妨げませんが、当該募集にあたっては、対象施設の設置は計画段階であり、本件選考の結果によっては、中止となる可能性があることを明示してください。
- (9) 設置・運営事業者として決定された以降の計画変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更で審査に影響を与えないものその他やむを得ない理由により変更が必要なものについては、本市と協議の上認める場合があります。
- (10) 設置・運営事業者において、提出書類に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるときは、設置・運営事業者としての決定を取り消すことがあります。この場合において、設置・運営事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- (11) 本要項に定めのない事項又は本要項への疑義が生じたときは、別途協議により定めるものとします。

13 問合せ先

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部保育課 学童・幼稚園係

担当：塚本・松本

電話：043-379-5617

F A X：043-424-2011

電子メール：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp